

**‘裁判員ACT’ 2017年度**

**連続セミナー 講演録**

**裁判員裁判から見えてくる  
社会的孤立とその課題**

**社会福祉法人 大阪ボランティア協会 ‘裁判員ACT’**

**裁判への市民参加を進める会**

社会福祉法人 大阪ボランティア協会‘裁判員ACT裁判’への市民参加を進める会では、これまで裁判員制度を通じて、市民が司法の様々な問題について考える場を提供してきました。これまで裁判員を体験した人から聞かれたのは、「犯罪は、そもそもなぜ起きてしまうのか」「犯罪者となった人は裁判の後はどうなるの」「どのように社会復帰するの」という声です。

この連続セミナーでは、実際に起こった事件などから犯罪の原因を考え、そして、社会の側からどのように取り組むべきなのかという課題について、様々な視点から考えていきたいと思えます。

2017年度は昨年度から引き続き「裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題」について取り組んでおります。実際に起きた事件から犯罪の原因は何なのかを考え、犯罪が起こってしまった背景には何があったのか、という課題について様々な視点から考えていきたいと思えます。

本書は2回のセミナー講演録です。(本書への収録にあたって講師による補筆が一部あります。文責：裁判員ACT)

## 裁判員ACT 2017年度 連続セミナー 講演録 裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題

### 《もくじ》

[第1回] 刑事事件から見える貧困 ～法律・制度を生活困窮者の味方に～  
小久保哲郎（大阪弁護士会）[2017年9月24日]……………1

[第2回] 少年事件の裁判員裁判  
～裁判員は非行の背景にどこまで踏み込めるのか～  
岩本 朗（大阪弁護士会）[2017年10月29日]……………17

## 2017 裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題

### 連続セミナー第 1 回

#### 刑事事件から見える貧困～法律・制度を生活困難者の味方に～

小久保哲郎（大阪弁護士会）

皆さんこんにちは。弁護士の小久保です。私のほうから刑事事件から見える貧困ということでお話しをいたします。

私は大阪弁護士会の貧困・生活再建問題対策本部というところに所属して活動しています。あと、またお話ししますが、生活保護問題全国会議という市民団体の事務局長をしています。ホームレスの方の法律相談に携わったのをきっかけに生活保護のことを中心に取り組んでやっています。刑事事件から見える貧困と言っていますが、刑事事件を専門にやっている弁護士ではありません。

貧困問題に取り組み始めたきっかけ

自己紹介を兼ねまして貧困問題に取り組むようになったきっかけをお話しします。

1995 年に弁護士登録をしました。当時、大阪はホームレスの人が多かったです。行政統計でも 6,600 人。実際 3 倍はいるといわれていたので、2 万人近い人が路上で生活しておられました。私も当初は知らなかったのですが、路上で死ぬ人が大阪市下で年間 2、300 人、府下で 400 人くらいおられました。ホームレス状態は明らかに貧困なので生活保護が適用されてしかるべき。だけど、当時は、ホームレスの

人は生活保護を受けられませんでした。どうなっていたかというと、病院で生活保護にかかる→治療してよくなる→路上→悪くなって病院→よくなる→路上…最後は路上で亡くなるという不毛なことが繰り返されていました。

1997 年 10 月に釜ヶ崎の支援団体の人の相談を受けました。路上で行き倒れているおばあちゃんを援助し病院で生活保護。身体がよくなって退院するにあたり、おばあちゃんは「路上は嫌だ、アパートで暮らしたい。」という。支援団体の人が生活保護法を紐解くと、「居宅保護の原則」。生活扶助は居宅において行うと法律に書いてある。また、生活保護には申請権があり、申

請をすれば受け付けて原則 14 日以内に決定しないとイケない。そこで、病院→居宅への保護変更申請をしました。

(福祉事務所の人)「うちは病院か施設しかやってへん。」「おたくら知ってるやん。」「出されてもどうしようもない。」

(支援者)「却下なら却下でも受け付けろ。判断しろ。」

(福祉事務所の人)「どうしても申請書を置いていくなら落とし物として扱う。」と言った、と、そういう相談でした。

まさか役所の人がそんなことを言うはずないと思ったけど、録音があった。ばっちりそう言っている。ちょっとひどいのではということで、友人の弁護士とともに内容証明を送付して、対応に抗議するとともに申請を受け付けて判断しろと求めました。

弁護士 3 年目だったけど、それまで役所とか会社に弁護士名で手紙をおくると、上司の人から「何か取り違えがあったようで…」と、取り繕う電話があるものでした。

しかし、2.3 日たっても反応がない。なんでだろう？と電話したら、

(福祉事務所の人)「何かきてたな。」

(小久保弁護士)「検討してもらいま

したか。」

(福祉事務所の人)「表題が通知書ってなっていたし、そもそも生活保護って本人との話し合いだし、弁護士に代理人っていわれても、そんなこと言われたことないし…」

私は驚きました。弁護士が言ってもこれだから、「野宿のおっちゃんが行くと、虫けらのように扱われる」と支援団体の人に聞いていたが、本当にそうなんだろうな。

だんだんエキサイトしてきて、毎日電話しました。福祉事務所の人も上司に相談しました。上司から本庁へとおおごとになりました。本庁を交えてのプロジェクトチームのようなものができて、結果、そのおばあちゃんは、それ以前はやられてなかった病院からアパートに移った第 1 号となりました。その後、月 10 件くらい病院からアパートへ移る人が出てきました。

野宿の人は病院か施設というのは、居宅保護の原則に反します。居宅保護の申請をしたら、施設に入れとの決定。これはおかしいです。佐藤さんという元日雇労働者の方が原告で闘いました。その代理人として裁判に取り組みました。1、2 審勝ちまして、厚生労働省が、ホームレスの人に敷金礼金を出して居宅保護をしてよい、との通知を

出しました。2008年から2009年にかけて「年越し派遣村」というのがあったとき、約500人のうち300人以上はこの通知を活用しアパートへ移りました。こういう活動をしてきました。

#### ベテラン弁護士からの言葉

私たちが生活保護の問題に取り組み始めたとき、ベテラン弁護士、しかも人権派の弁護士から「日本に貧困はあるの？アフリカの話では。」「生活保護問題を弁護士が扱う？社会福祉専門領域では？」と言われました。

生活保護、福祉を低く見ていた。そういう発言でした。でも、さっき言ったみたいに権利があるのに侵害されている、放置されている、ということを知ってしまった。違法運用を是正することこそ弁護士ができる、しなければならぬと、弁護士会のなかで訴えてきました。

#### 野宿者問題に取り組む

2000年に全国の弁護士で初めてホームレス問題と人権をテーマにシンポをやりました。それを契機に大阪弁護士会人権擁護委員会の中に野宿者問題プロジェクトを作り仲間の弁護

士と活動しました。支援団体の人が生活保護申請に付いて行ってもダメなら弁護士が同行したり、意見書を書いたりする。不当な決定に対して審査請求という不服申し立てをする。数年間続け、疲れてきました。ホームレスの人は多い、違法運用は蔓延している。少数の弁護士がボランティアで続けるのはしんどい。

#### 生活保護問題対策全国会議設立

そこで、弁護士の中でも市民の中でも、こういう問題があると運動して知らせていかないと考え、2007年6月に全国会議という団体を作りました。それから10年経ちました。

10年間生活保護の問題に取り組んで運動したら社会は動くということを実感しました。何をしたか話をするときりがないので、宣伝で恐縮ですが、「人間らしく生きる権利を求めて～ジェットコースターの10年間」という本を持ってきました。一緒に活動してきた仲間と一緒に本を作りました。派遣村村長の湯浅誠さん、宇都宮弁護士、下流老人を書いた藤田孝典さんなどいろんな方に執筆してもらいました。

## 刑事事件からみる貧困

### その1 京都市伏見区承諾殺人事件

前置きが長くなってしまいました。

刑事事件からみる貧困ということで、刑事事件に生活保護問題がどう表れているのか。いくつかの事例を見てもらいます。

1つ目の事例です。京都市伏見区承諾殺人事件。

2006年2月1日、伏見区の桂川河川敷で、当時54歳の男性が介護疲れと生活苦から86歳の認知症の母親の首を絞め殺害。自分自身も刃物で首を切り自殺を図りましたが命を取り留め、承諾殺人などの罪で起訴されました。当時テレビでも報道されたので記憶にある方もいるのではないのでしょうか。

2人暮らしの母親は認知症が悪化し、徘徊等で昼夜逆転。男性は介護のため退職しました。生活保護を受けようと福祉事務所へ3回も行きました。しかし失業保険給付があったので受け付けてもらえませんでした。失業保険の給付が終わり、お母さんのデイケア代も払えず心中を決意しました。

最後の親孝行にと新京極の繁華街へ行きました。冷たい雨の中、桂川の遊歩道にて。

(男性)「もう生きられへん。ここで終わりやで。」

(母親)「そうか、あかんか。おまえと一緒にやで。」

(男性)「すまん。」

(母親)「お前はわしの子や。わしがやったる。」

息子は自分がやる、と母親の首を絞めました。

このことが法廷で話され、法廷にすすり泣きがもれました。

京都地裁は2006年7月に懲役2年6月だけど執行猶予3年、執行猶予付き判決を出しました。刑務所に行かなくてよいという温情判決でした。

裁判官は異例の説示をしました。

「被告は福祉事務所の対応を『死ぬということか』と受け止めた。生活保護制度、介護保険制度のあり方が問われている。」「お母さんのためにも幸せに生きてください。」と裁判長は語りかけました。

ところが、社会に出て心の傷が癒えなかったのか、男性は2014年8月、自ら琵琶湖に飛び込み命を絶たれました。

## 刑事事件からみる貧困

### その2 JR下関駅放火事件

2 つ目の事例は JR 下関駅放火事件です。京都市伏見区の事件と同じ頃 2006 年 1 月でした。

これは JR 下関駅が炎上した事件です。人的被害はなかったものの、駅は全焼し 5 億円以上の被害額が出ました。また、2 日間、運休や間引き運転を強いられました。

火災後、近くにいた 74 歳男性が放火を認めたため、放火容疑で逮捕されました。

その 70 代の男性はどういう人だったか？知的障害があり。放火、放火未遂での服役歴が 10 回もありました。

この事件のたった 8 日前、年末、前の年ですね、12 月 30 日満期出所しました。しかし、行き場がなく JR 小倉駅などで寝泊まりしていました。1 月 6 日、役所が動き出したと同時に、区役所へ行って相談しました。刑務所を出たけど住むところがない、と。

そしたら住所がないとダメと言われて、下関までの片道切符を渡されました。

先ほど私が弁護士になったときの話をしましたが、2006 年になっても死にそうじゃないと生活保護では助けられないという運用が全国的に蔓延していました。しかも、自分のところで倒れられると困るから隣町までの片

道切符を渡される、なんて対応がされていた。

下関駅で横になって寝ようとしたら、出ていけと警官に言われ、翌朝に駅に火をつけました。

この事件についても求刑の 18 年を大幅に下回る 10 年の懲役が言い渡されました。

この時の裁判官も「格別の支援を受けることもなく、適応できなかったのは酌むべき事情。」この方は野宿状態になったけど、生活保護を受けられずこのようなことになった。また、知的障害があつたけど格別の支援も受けられなかった。

奥田知志さんと言う方がおられます。NHK のプロフェッショナルという番組にも出られた牧師さんで、北九州市で困窮者支援をしています。自分のテリトリーの北九州市で生活保護申請を受け付けてもらえず、追い返されたからこういうことになってしまった。この方、立派な方だと思います。捕まっている被告人のところへ行って面会し、身元引受人になりました。

そのときのやりとり

(奥田さん)「どうしてこういうことしたの？」

(男性)「寒くて行くところはないし、

食べ物もない。刑務所に戻りたかった。」

(奥田さん)「なぜ放火ばかり？」

(男性)「小学生のとき、夜中 2 時頃起こされ、お父さんに火のついた薪をおしつけられた。今でも傷が残っている。あれから火とお父さんを憎むようになりました。」

知的障害のある彼が父親から虐待をされた。心の傷が残りました。

(奥田さん)「もっともつらかったのはいつですか。」

(男性)「刑務所を出たとき誰も迎えにきてくれなかったこと。」

(奥田さん)「次の出所のとき私が必ず迎えに行きます。」

で、実際行きました。

(奥田さん)「あなたの人生でいつがよかった？」

(男性)「お父さんと暮らしていた時。」

(奥田さん)「でもお父さんはひどいことをしたのに、それでもお父さんが良いの？」

(男性)「ひとりよりは。」

彼は非常に社会的に孤立した人生を歩んでこられて、犯罪を繰り返していました。けれども、寄り添って支援してくれる人が一人もいませんでした。

彼は奥田さんと出会い、刑務所から

出るとき奥田さんはちゃんと迎えに  
いって、自分がやっておられる「抱撲」という、野宿の人が一緒に生活する施設に受け入れました。

彼は、奥田さんと一緒に集会で発言されたりもしています。かなり落ち着いて生活しています。

以上、2つの犯罪、世間を騒がせた犯罪でした。

水際作戦とは

生活保護窓口には行ったけど、生活保護につながらなかった。

「生活保護の水際作戦」という言葉を聞いたことありますか？あるようですね。

本来は戦争用語です。「上陸してくる敵を水際で撃滅する作戦。」転じて「生活保護窓口で申請書を渡さない、追い返す。」というやり方を「水際作戦」といいます。

「働く能力」と生活保護

京都の承諾殺人の被告人は 50 代で身体能力はある。こういう人は水際作戦に遭いやすい。法律上は確かに「稼働能力を活用する」ということが

保護の要件だけど、能力があっても仕事を探しても見つからなければ、本来、生活保護は受けられます。そういうことがあまり知られていなかったり窓口できちんとした対応がされていなかったりということがあります。最低生活費は1人だと12万円くらいです。失業保険が10万円だと仮定すると、失業給付との差額2万円は生活保護がうけられるはずですが、そういう確認や説明がされていたのか。あるいはお母さんが介護サービスを受けていた。介護費用は最低生活費を考えるとときに確認されたのか。仮に相談しに窓口に行ったときは保護の要件を満たしていなかったとしても、失業保険がなくなったり生活保護を受けられることのできるなどの説明や誘導をしたのか。しなかったのではないか。その後、男性は再度相談に行かなかったのだから。

## ホームレスの人と生活保護

2つめの事件の問題。先ほどより言っているホームレスの人と生活保護です。本来はホームレス状態だから生活保護を受けられないということではないです。現在地保護と言いますが、家がなければ、現在いる場所を管轄す

る福祉事務所に（生活保護の）実施責任があります。「居宅保護の原則」なので、敷金等を支給して家を確保して保護を適用すべきです。しかし、それがされませんでした。

生活保護がきちんと機能していればこんな大きな事件にはならなかったのではないのでしょうか。

2つの論点を簡単に説明しました。生活保護は、本当は使い勝手のある制度、でも誤解されています。論点について、支援者向けのマニュアルがあります。興味がある方はどうぞ。

生活保護のイメージって？

みなさんにお聞きしたい。生活保護はどんなイメージですか？

明るい？楽しい？プラスイメージ？

あるいは、暗い？ダーク？

機会あればぜひつかってみたい？

あるいは使いたくない？できれば使いたくない？

プラスイメージ？マイナスイメージ？

ほとんどマイナス。生活保護はマイナスイメージで受け止められていることが多いです。

年金や失業保険なら、そういう状況になれば当然使う。だけど、生活保護はできれば使いたくないという制度になってしまっている。なぜこんなことになっているのか。

#### 生活保護受給者数の推移

生活保護を受給している人の数について説明します。戦後すぐは200万人ほど。経済成長、水際作戦があり、1995年、私が弁護士になったころは88万人ほどでした。今は216万人。そのときの2倍以上です。

2011年7月に受給者が205万人と

なり、史上最多と報道されました。急にマスコミ報道が増えて風当たりが強くなりました。生活保護受給世帯のほとんどは「高齢世帯」、「障害者世帯」、「母子世帯」です。1995年、「その他世帯」は7%くらいでした。それが2011年には17%、2倍以上になり、働けるのに生活保護に頼っているのでは？という論調になりました。「その他世帯」が本当に働ける、とも限らないのですが。このあたりから保護費が財政を圧迫し、不正受給が横行している、という、いわゆる生活保護バッシングが始まりました。

人気お笑いタレントに対するバッシング

2012年人気お笑いタレントのお母さんが生活保護を受給していたということでかなりバッシングされました。お母さんは困窮していました。このタレントさんは仕送り（月5万円）はしていたし、収入申告もしていました。不正受給でも、違法でもなんでもありません。もう少し（金額を多く）できたかもしれないけど、違法でも何でもない。しかし、かなり問題になりました。

生活保護に関する報道といえば、不

正利用、不当利用問題ばかりが取り上げられ、こういう報道が生活保護に対するイメージを作りあげていきました。

手元の資料を見ずにお答えいただきたいのですが、不正受給って何%くらいあると思いますか。

2, 3割ある？

1割以上？

5%？手を挙げる人がかなり増えますね。

1%未満？？ありがとうございます。

最近見なくなったけど、当時は「不正受給がこんなに増えています」と不正受給の金額や件数が右肩上がりの棒グラフで出て、すごく悪い人が増えているみたいな報道がされました。

しかし、生活保護を受ける人が増えているのだから不正受給も増えるのは自然で、肝心なことは割合です。不正受給の摘発は件数ベースでいうと全世帯のなかで2%くらい。金額でいうと生活保護費のなかの0.5%です。1%未満なので、金額でいうと最後に手を挙げていただいた方が正解です。

もちろん、不正が良いと言っているわけではなくて、世間で報道され多くの方がイメージしているよりも、不正の割合や金額はかなり小さいのではないか、その事実を冷静にみていただ

きたいのです。

## 各国との比較

日本の生活保護受給者は増えた、増えたというのが本当に日本の受給者は多いのでしょうか。

各国の生活保護に相当する制度の比較です。

左は日本。人口は1億3000万人で、受給者の人口に占める割合は1.5%くらい。

ドイツの人口は8000万人で日本の2/3ですが、受給者は800万人で日本の4倍。利用率は人口の1割近くを占めています。しかもヨーロッパは年金や住宅手当が充実しており高齢者や障害者は生活保護対象者ではありません。800万人のほとんどは稼働年齢の人。

フランスの人口は6500万人で日本の半分ですが、受給者は372万人、約400万人で日本の倍。

日本で利用率が高いのは大阪市、釧路市で、だいたい5.7%くらいです。日本では大阪市が5%を超えたとき、NHKでスペシャル番組できたくらい大騒ぎになりました。でもフランスは全国レベルで大阪市と同じくらいの

利用率です。

イギリスも利用率は9%。

福祉先進国のスウェーデン。

日弁連で生活保護制度に関する調査に行きました。行った先々で言われたのは、「スウェーデンに生活保護のことだけを調べに来ても意味がない。生活保護の手前に無償の教育や医療、年金、住宅といったさまざまな多層のセーフティーネットがあり、生活保護というのは、複数の困難を抱えた人のセーフティーネット。ごく小さな最後の制度だから。」ということです。だから、生活保護の利用はさぞや少ないだろうと思いきや、利用率は4.5%もある。日本の3倍です。

このように日本の特色は先進諸外国にくらべ生活保護の利用率が異常に低い。なぜか。

一方スウェーデンは非常に貧困率が低い。でも生活保護の利用率が高いのはなぜか。

それは、「捕捉率」が高いからです。制度を使える人のうち、どの程度実際につかっているか。日本は2割に満たない。つまり8割は資格があるのに利用していない。スウェーデンは逆に資格のある人の8割が生活保護を受けている。つまり、権利がある人はほぼもれなく使っている。

権利があるのに使っていないのが日本です。仮に捕捉率が100%なら、受給者は1000万人。とんでもなく多いように感じるけど、他の国と比較すると、そんな大きな金額、人数ではないです。

財政を圧迫する生活保護？

次に財政を保護費が圧迫しているということですが、本当にそうなのでしょうか。これは生活保護に相当する制度がGDP比どの程度を占めるか。OECDの平均は2%ですが、日本は0.6%で平均の1/4です。アメリカは福祉に厳しい国と言われているけど、アメリカでさえ日本の倍も生活保護にお金を使っています。ドイツやフランスは先にみたようなおりです。

低すぎる日本の社会保障費

社会保障全般でみても、日本は社会保障にお金を使っていないです。日本より低いのはアメリカだけ。

ちょっと話がずれますが、イギリスは日本より上だったけど、悪くなりました。なぜか？イギリスではこの間、福祉の削減を進めたからです。「わたしはダニエル・ブレイク」という映画

をご覧になった方はおられますか。もしご覧になっていなかったら、ツタヤとかで貸し始めているので、いい映画なのでぜひ見ていただければと思います。イギリスがどのように貧困者をはねつけてきたかがよくわかります。この映画では、まさに稼働年齢のおじさんと母子家庭のお母さんに対して水際作戦をしています。どこの国でも一緒ですね。リアルに描いています。

生活保護が増える原因は？

日本は社会保障にお金を使っていないのですが、でも生活保護費が増えているのは事実です。その背景はなにか。

まずは非正規雇用が増えてきました。今は全労働者の4割弱です。非正規になると正規労働者の5割程度の賃金しかなく、しかも不安定、細切れです。

失業したときに失業保険をどれくらい受けているのかを見てみましょう。昔はかなりの人が受けていたけど、受給要件が厳しくなって、今は失業者の2割くらいしか受けていません。これは、自発的失業だと待機期間があり3か月は待たないといけない、この改悪が特に大きかったです。なんでもい

いから次の仕事につかないといけないとなりました。

次に年金。生活保護受けている人の年齢構成です。60歳代以上 1980年3割 → 2009年 5割越え

今、更に増えていっており、生活保護を受給するのはほとんど高齢者。先進国で特異です。年金だけでは食えない。低年金、無年金高齢者が増えています。さらに今増えている非正規雇用の人が年金をもらう世代になると低年金無年金になる。必然的に生活保護を利用せざるを得なくなります。

まず一番上の雇用のセーフティネットが機能していないです。次の社会保険や年金も機能していません。失業、病気、高齢。だれもが貧困状態になりえます。そのような社会構造になっており生活保護の利用が増えるのは当然でしょう。でも、増えて当然なのに、日本はなんであんなに異常に低い保護率なのか。

低い保護率の原因は？

1、生活保護を使えることを知らない。学校では教えてくれない。政府は全く広報しない。窓口でも必ずしも説

明をしない。

2、生活保護は恥という強い意識。これは特にこの間強められてきてしまいました。

さらにはこの2つを乗り越えて、先ほど取り上げた2つの事例みたいに窓口に行っても、

3、窓口で追い返される。

本来、生活保護の利用は、憲法で定められた生存権を具体化した権利だけど、権利性が未確立というのが今の日本の状況ではないかと思えます。

日弁連でも一生懸命にこの問題に取り組んでいます。使えることを知らないということについて当事者、一般市民向けの「あなたも使える生活保護」というパンフレットを作って、イラスト入りで説明しています。もう一つの恥の意識については「偏見と誤解をなくすために」というリーフレットで著名人の方々に、生活保護に対する見方を提案してもらっています。いずれも日弁連に問い合わせただけであれば無償で提供しているのでご活用ください。

## 小田原市ジャンパー事件

最後にもう一つ事例をご紹介します。

今年の1月、小田原市の生活保護課の職員が、「保護なめんな」ってローマ字で書いてある揃いのジャンパーを着ていることが問題になりマスコミを賑わしました。

「SHAT」と書いてあるのは、S…生活、H…保護、A…悪、T…撲滅チーム、らしいです。この揃いのジャンパーを着て10年にわたり生活保護世帯への家庭訪問などをしていたそうです。

生活保護を受けていることは周りの人に知られたくないので、普通の福祉事務所の職員は家庭訪問のときは普通の服で行くし、役所の自転車で行っても遠くに止めて歩いていくとか気を使っています。揃いのジャンパーというのは論外の話です。

このジャンパーをつくるきっかけになったのは、10年前の傷害事件でした。この人は逮捕されましたが、どんな事件だったのか？

生活保護を受けていたAさんは、家主の親族とトラブルになり家の契約更新を断られました。福祉事務所職員は立ち退きを前提にAさんに無料低額宿泊所への入所を指示しました。

まず、これが問題です。賃貸借更新の拒絶には正当事由が必要です。簡単に更新拒絶は認められません。例えば弁護士が「正当事由なし」と簡単な書面を出せば済むことが多いです。どうしても家主が立ち退いてくれというのなら、正当事由を補完するために立退料を出さなければならない。そもそも、転居を前提に話を進めているところが、家主の立場に一方的に立っていて問題です。さらに無料低額宿泊所への入居を勧めたのも問題です。いわゆる「貧困ビジネス」と言われたりしますが、狭い部屋、お金は全部施設の人が管理といったところも多いです。劣悪な食事を出されて小遣いは月 1、2 万円。普通の人が入りたくないです。ホームレスの人は施設保護しかしないところは今もまだあって、小田原はそういうところでした。立ち退き→家無し→ホームレスということで無料低額宿泊所ね、と勧めました。

Aさんは立場上、嫌とは言えず、でも、面談時に行かず、しばらく音信不通になってしまいました。そしたら、小田原市福祉事務所は所在不明として生活保護廃止決定をしました。これも確か 10 日ほど連絡つかなかっただけで保護をうち切りました。本来違法です。結果、保護費の振込日に入金が

なかったため、Aさんが福祉事務所窓口へ行くと「いや、保護をうち切りました。」と言われました。Aさんは「なぜ？」となったところ、窓口で職員に囲まれ激高してしまい、カッターナイフで職員を切ってしまいました。

小田原市の保護課は、借地借家法どおり Aさんの立場に立って元の家で住み続ける方向での支援をせず、仮に出ていくとしても、転居費用を出し別のアパートへ移らせることもできたのに、それもしなかった。ホームレス＝無料低額宿泊所という、型どおりの違法な対応をしてしまったというのが、この事件の背景です。もし福祉事務所のケースワーカーに専門性があれば事件は起きなかったのではないのでしょうか。そういう意味で言うと、福祉事務所のケースワーカーの質の問題があります。小田原市は、今はちょっと増えていますが、2012年時点で社会福祉士、精神保健福祉士という福祉専門職は0%。福祉の現場なのに専門職は0。でも、これは小田原市だけの問題ではないです。日本全国でも社会福祉士10%。そんなものです。

それから、ケースワーカー1人あたりの担当数ですが、小田原は90世帯。本来、法で定められた標準数は80世帯ですから小田原市は標準数を超え

ています。でも、これも小田原だけじゃなくて全国的に同じです。1人で90世帯を担当して、きめ細やかなケースワークができるか？なかなか大変です。

さらに、小田原特有ですが女性職員が非常に少ない。女性に危険な職場というような見方がされていたのではないかとされています。こういう専門性の欠如が招いた犯罪です。

小田原は非常に問題が多かった。しかし行政が、市長さんが偉い方で、専門家の検討会を立ち上げました。検討会の委員には、われわれの仲間の元ケースワーカーで弁護士の森川さんや元生活保護利用者で当会議幹事でもある和久井みちるさんが委員に入りました。かなり立派な報告書をまとめました。これも宣伝で恐縮ですが、「ジャンパー事件から考える」（あけび書房）という本を出しましたので、詳しくご覧になりたい方はどうぞ。

#### 福祉先進国の状況

かなり前ですが、日弁連でスウェーデンへいったときの写真です。エステルズ市という田舎町の福祉事務所窓口の様子です。ケースワーカー1人あたり持ち件数は2、30人。きちん

とケースワークをすることが可能な人数です。

待合室は絵も飾っていて暖かい感じ、落ち着く感じですか。しんどい人が心をひらいて話ができるようにしています。これが、ケースワーカー。若手、中堅、ベテラン。全員女性です。当然、福祉の専門職です。キャリアを積み経験をつみ重ねていく、専門職場です。

一方、日本の福祉事務所の暗い現状

ここから暗くなりますが、大阪市浪速区の窓口です。大阪市は区によってかなり違うので、全部がひどいというわけではないですが、浪速区では、エレベーターを降りると、「不正受給、生活保護引き締め」などの新聞記事が貼ってありました。壁には「不当要求断固拒否」のポスター。「防犯カメラ作動中」。(天井隅に)防犯カメラがありますね。ところが相談者は「録音撮影禁止」。自分は撮るけど、相手はダメって。なぜか各部屋に自衛隊のカレンダー。全部の面談室を見たら全部に貼ってありました。今は新聞記事とカレンダーはなくなっていますが。

これで、おちついて話せますか？基本的に生活保護受給者は悪者とみな

してと威圧するという、小田原ジャンパーと同じ姿勢が見えます。

鎌倉市。これが、生活保護の窓口です。つい立てで閉じています。

POSSE という団体の人から電話がありました。「福祉事務所の窓口が閉まっています。物理的な水際作戦です」。何を言っているか意味が分からなかったのですが、この写真が送られてきて驚きました。ついでで窓口を閉じていました。2年間もついでがあつたといいます。窓口に来た人はどうしていたのか。隣の窓口で対応していました。POSSE が問題にしてすぐに撤去されました。そういうところもあります。

生活がしんどそうだな、実態調査してみようとなり、自主的に実態調査をやりました。バイトと奨学金で大変しんどいという、そういう調査結果を発表したりしています。

やる気と専門性のある職員がいると、こういう前向きな取り組みもあります。今度、堺市のケースワーカーとして調査にも関与した桜井さんという方をお招きして、10月1日に「生活保護でも大学に行きたい。」と題して、生活保護世帯の大学進学の問題についてのシンポジウムをやりま

## 他方、明るい日本の現状

もちろん、そんなところばかりではないです。大阪、堺は福祉専門職を積極的にケースワーカーに採用しています。6, 7割になっているのではないかと。窓口には女性の比較的若い職員が多いです。対応は丁寧だしいい感じですよ。若手のケースワーカーには専門性があり、自分たちで研究グループを作っています。生活保護世帯の大学生は

最後に

犯罪の背景に貧困がある。本来、貧困を手当てするために生活保護というりっぱな制度があるのに、きちんと使われていない。生活保護申請段階において窓口で申請者を排斥する。生活保護を受けられても、職員の専門性のなさから不幸にも犯罪が起きてしまう、そういうケースがあるということをご覧いただきました。

生活保護の機能、社会福祉の機能としては、経済的に困窮している人の生活を安定させる、という大切な機能があります。そのことによって起きなくてもよい犯罪を予防することもできます。早めにきちんと保護につながれば、元気を回復し、また地域や社会で活躍することができます。さらには貧困の連鎖を防いで社会を安定、発展させます。そういう大切な機能もあります。

下関のおじいちゃんは 10 回も放火を繰り返し、刑務所と娑婆を行き来しました。最後に奥田さんと出会ったことによって悪循環のループから抜け出せました。

もう一つ、生活保護は経済、財政のお荷物という風に言われますが、受給者は最低限度の生活費しかもらえな

いので、ほぼ全額が消費に回ります。しかも、保護費は 1/4 地方負担で、3/4 国負担です。1/4 分も地方交付税で裏打ちされているので、基本的に全額国の負担です。釧路市は大阪市と同じくらいの保護率ですが、むしろ受給者に寄り添う支援をしようとしています。地域財政にも生活保護は役立っているという側面を前向きにとらえていると聞いたことがあります。

以上、駆け足になりましたが、刑事事件の背景にある貧困そして生活保護との関係についてご説明いたしました。私からのお話しはこれで終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 2017 裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題

### 連続セミナー第 2 回 少年事件の裁判員裁判

～裁判員は非行の背景にどこまで踏み込めるのか～

岩本朗 (大阪弁護士会)

こんにちは。岩本朗 (いわもとほがら) といいます。普通はあきらというのでしょうが、ほがらと読みます。

今日、自宅を出てくるときに、こんな日にパパの話聞きに来る人はいるのかと娘に言われました(注：この日は台風 22 号が接近していました)。こんなにたくさん来てもらってよかったです。雨をおしてやってきたかいがありました。先週は台風のなかの結婚式と台風のなかのお葬式に参列しました。日ごろの行いが…とってしまいました。

#### 自己紹介

まず簡単に、私がどのようなバックグラウンドで話をするのか、自己紹介をします。

私は 1995 年弁護士になりました。セミナー第 1 回に来られた方もおられるかもしれませんが、1 回目講師の小久保弁護士とは弁護士の世界の同期です。20 年来の親しい友人です。1995 年というと阪神淡路大震災の年です。あれが 1 月にあって、4 月に弁護士になっております。震災を忘れないために、登録年を口にするようにしていま

す。

今日は少年事件の裁判員裁判の話ですが、私は弁護士会で「子どもの権利委員会」という委員会に所属しています。弁護士会の委員会というのは本業というよりは、クラブ活動みたいなところもあります。平成 24 年には責任者である委員長をしました。もともと少年事件に関心があったので入ったわけですが、実際に弁護士になってからたくさんの少年事件を受任しました。少年事件の場合、家庭裁判所の手続きの中では「付添人」といいますが、付添人をたくさんやってきた

つもりでいます。とはいえ、だいぶ私もベテランになってきてしまいました。若い弁護士さんが少年事件を頑張っているのが最近は少ないです。年間2件やるかやらないかになっています。でも登録10年目くらいまではたくさん件の数を年間やりました。特徴や得意分野がありますかと言われると難しいのですが、今日お話しする事件も被害者が亡くなるという重大事件ですが、たまたま重大な少年事件の経験は多いです。駆け出しのころ、少年数人でリンチして一人の被害者を亡くならせる傷害致死事件も経験しました。今日お話しするものとは全く別のタイプの強盗致死事件の付添人を務めたこともあります。それから、新聞テレビで大きく報道されたような発達障害の少年の殺人未遂の付添人を担当したこともあります。選んでやっているわけではないですが、かなり重みのある事件をこれまで経験してきました。しいて言えばそれが特徴かと思っています。

今日お話しすることにも若干関係するのですが、私もそれなりにボラタリーなマインドのある弁護士のつもりで20数年やってきています。子どもの分野で言いますと、児童虐待の問題にも関心がありそれにかかわる

仕事もずっとしています。大阪府の場合は2000年に「児童虐待等危機介入援助チーム」というのができたのですが、府知事任命の委員をずっとやっています。横山ノックさんや橋下徹さん、太田房江さん、今の松井府知事の任命書も手元にあります。

これは児童相談所の顧問弁護士みたいなもので、児童虐待事件において弁護士の支援が必要な時に児童相談所と一緒にやっています。それから後で少年院の話もします。大阪府内に3つ少年院があります。うちの一つ、和泉学園というところ大阪府阪南市、南海本線の鉄橋が落ちたところの少し先にありますけど、そこの視察委員会というのをやっています。平たくいうと一種の外部委員のようなものです。2015年に新しくできた視察委員会の委員長をして少年院にも通っています。

#### 今回取り上げる事件

さてそれでは、今回取り上げる事件の話に入っていきます。新聞記事をお配りしています。朝日の記事です。新聞記事をご覧ください。一番右のほうにある一番大きな見出し「柏原 自転車ひき逃げ ひったくり転倒死」とあ

ります。担当した事件です。わかりやすく新聞記者さんは書いておられるのでどういう事件かよくわかります。加害少年16歳、被害者の女性は73歳。市内の路上で少年は自転車に乗っていました。記事ではひったくろうとして、と書いてありますが、実際の経過はちょっと違いました。自転車を止めましてその女性に「カバンをよこせ」と言ったけど女性が渡さなかったの、止まった状態でカバンを無理やり引きはがし、奪い取ると同時に被害者を転倒させた。そういう経過なのになぜこういう重大の結果になってしまったのかは、厳密に何が起きたかわかりづらいところがありますが、奪い取ろうとしたときに被害者が少年の自転車に足をすくわれる形になり、後ろに倒れられて頭部を強打した、それで最終的に亡くなられるという重大な結果になってしまった事件です。被害者が亡くなられているので強盗致死ですけれども、強盗というのは財物を強取する罪ですが、カバンを奪いとることは失敗しています。とらずに慌てて逃げています。けれども、被害者が倒れて死亡されたため強盗致死になっています。

平成21年5月に事件発生。平成22年10月に裁判員裁判をやっています。

だいぶ古い事件になりました。以後、私も裁判員裁判を担当する弁護士会の名簿に載っているのですが、捜査段階は対象事件なのですが、起訴される段階で裁判員裁判対象にならないものが5、6回続いている、裁判員裁判が始まってきちんとやったのは、結局これ1件になっています。

この事件は裁判員裁判が始まってすぐくらいの事件でした。始まる前に少年が被告人の裁判員裁判をどうするか、大変じゃないかと業界で議論になっていました。業界というのは、弁護士業界という意味ですが、最初の数件のうちの1つでしたのでかなり注目を集めた事件でした。私もちょっと力み過ぎた点も結果的にはあったと思います。

検察官だったら

裁判員裁判なので、この新聞記事を見て、僕が検察官なら、あるいはみなさんが検察官なら裁判でどんな主張をするか。この記事だけを見ると、簡単です。刑事裁判の検察の主張って難しいです。3つ4つの決まり文句が出てきます。被害者は亡くなっている。結果はきわめて重大。誰がなんといおうと否定できない。金目当て。確

かにそのとおり。勝手ですよ、人から勝手に奪い取って自分が使いたい。たいへん身勝手。酌むべき点はない。これが検察官の主張となります。それから先ほど申し上げましたように被害者を転倒させて頭に大けがをさせ最終的には亡くならせた。凶器使っていないけど犯行態様は非常に危険、悪質、高齢女性を路上で転倒させた、となります。あとでお話ししますように、少年は経済的に貧しい家の子でした。被害も極めて重大。被害弁償といったこともほとんどできずその後推移しました。被害弁償できてないからひどい事案です。それから被害者には配偶者・夫と息子さんが2人おられました。当然のことながら厳罰に処されるべきだとおっしゃっておられ、被害者側のお気持ちは厳しい。そうすると、あとで少年院のほうがよいのではないかと弁護士独自の意見をいいますけれども、「何を言っている、刑務所に入れて厳罰に処すべき」と検察官なら言うでしょうね。非常にシンプルな話を提示できるわけです。「それでいいのか？」ということですが、今日聞きに来られた方が「それでいい」ということなら、私の話の説得力がないということだと思いますので、ここから頑張ってお話をします。

## 浮かび上がる疑問

これは背景とは関係ないですが、ぱっと新聞に出ているような事件に出会うと、われわれは何を考えるかという話を少ししようと思います。私は捕まった少年にすぐに面会に行きました。そんなにお金に切迫してお金に困って、という事情が本人の話からは見えませんでした。私くらいの年の男性が借金やパチンコで息詰まって、これは強盗しかないと言ってやるとか、それなりに切実な背景がないと強盗まではしないというのが普通だと思います。それがあまり伝わってこない。それから会って話をすると、いたっておとなしいというか、あまり気も強くない口数も多くない少年ですね。本当にこの子一人でやったの？と思う。少年事件というのは共犯事件が圧倒的に多い。少年が群れをなすと嫌ですね。私も嫌です。ひとりひとりにするとたいたったことではない。複数名でやる人が多いです。共犯がいるのではないかとぱっと思ったりするわけです。それから2つめ。最初に会いに行ったあと、地図で犯行現場と少年の自宅を見ました。おかしいな、と思いました。少年の自宅と犯行現場は数百メートル

のところ。そんな近くでしますか？小学生なら自宅から数百メートルのところまで万引きくらいならするかもしれないけど、ひったくり、強盗事件をやりますかね？高校生年齢の子が？？おかしい。だんだんと、わかってきますが、ようするに共犯がいたわけです。

共犯がいた！

どういうことがという後で詳しく説明しますが、この事件の当日、事件は夕方です、午後4時半過ぎに起こした事件です。朝と言うと語弊がありますが、11時くらい、午前中から2名の少年と一緒に行動していました。2.5名というか3名といったほうが正確かも。まあ、一応2名と申し上げておきます。3人の中にリーダー格の少年がいます。リーダー格の少年はその日のうちに少なくとも数万円のお金を手に入れる必要に迫られていました。この子はこの子で自分と同じ中学の先輩に、今日中にいくらか段取りするよう言われていたようです。その子はその子でどうするか、困った挙句、一番力関係で弱かった私が担当した少年にお金を何とかしろと言った。ちょっとヤクザの組織のようですが、こ

ういうことは結構少年事件でよく出てくるパターンです。で、「奴隷」って書いたのはなぜかと言うと、周辺にいた少年たちの中では、私が担当した少年の3人の中での地位をそのように評していました、奴隷のような使い方をされていた、との表現を使っていました。そういう供述調書がありました。万引きさせられた、汚れ仕事をさせられていた、ということで「奴隷」と言う言葉を紹介しています。この辺の力関係を裁判員裁判の中では、わかってもらえたこととわかってもらえなかったことがありましたが、そんな話がありました。

当日の行動

では、この日の行動を次に説明します。午前中から始まりまして午後4時に事件と説明しました。スタートは何か。最初に盗んだ原付を売りに行く。主犯格の少年が目をつけていた原付のところへ行き、原付を盗む。その原付を3人で中古バイク屋へ売りに行く。浅知恵ですよ。登録制の車やバイクが中古屋へ売りに行って、売れるか。所有者は誰？判子あるの？そう言われます。少年らしい浅知恵ですが、まずバイクを売りに行く。3人で動くけ

ど、私が担当した少年がやらされます。×をつけていますが、当然のことながら失敗に終わる。これがスタートです。

次に、後に成育歴で触れますけれども、担当少年は、A君としましょう。A君は伯父宅で長く育てられたという経過があります。伯父さんの家に行ったらお前名義の通帳があるので、お金が入っているだろう、それでいい。と、3人で行く。伯父さんは留守。鍵をどこかに、植木鉢の下とかよく置いてありますよね、隠しているところが決まっていますそこから出し、伯父さん宅に入るけど通帳は見つからない。でもなんとかしないといけない。次は、A君のお母さんのところへ。お金を借りろと言われ、お金を貸してくれと言いにいく。でも、今まで何度も借金していました。お母さんに、「何で来たの、何に使うの?」と言われ断られました。おばあさんも近くにいるのでおばあさんのところへも行く。おばあさんからも断られる。もちろんA君のおばあさんです。あかん、おとんやったら持っているのではと、3人で父の勤務先へ。近くまで行くけど、実際に話をするのはA君一人。お父さんも、何かお母さんからA君がお金を借りに来たという連絡があったようで、「おまえ何している、お父さんもお金

ない、お金は貸せない」と断られる。ここまではなんとか身内の範囲内でどうにかしようと。けれどもことごとく失敗。失敗に終わったので、次はどういう話になったのかというと、どんなことをしてでも何とかせよと、カツアゲでも何でもして何とかせよという話になる。通行人からお金を取る、というのをやってみようという話になるわけです。路上でのカツアゲというのは、20歳代の通行人女性に近づいてお金を貸してと脅してみる、という形をとる。これも失敗。全く迫力不足でした。女性はこの事件現場に比較的近いところに就職して九州から来た女性でした。九州の女性は逞しい?九州の女性がみんな逞しいといっているわけではないですよ。彼女の調書がある。「変な子が寄ってきたと思った。脅されたという認識はない。小さい声でブツブツと何を言っているのかわからない。大阪の男というのは根性の無いこんな男ばかりか。」と。怖くも何ともなくて、一喝されたわけではないけど、失敗に終わる。方法がない、何とかしないといけない、となって、少年の自宅近所に整骨院があり非常に儲かっているようだ。立派なおうちに住みりっぱな車に乗っている。お金持っているから貸してくれるのでは。お金

持っているから貸してくれるか？お金持っている方がかえって貸してくれないもんですよね。でも借りに行く。経営者はA君の顔は知っている、近所の子なので。貸してくれるわけない、それも失敗。そのあとで、もうとにかく何でもいからやってこいと、その辺にいる人を襲ってでも取ってこいと、共犯の子らから言われました。それで4時半ごろに強盗事件を起こしてしまう。都合5時間くらい、連れまわされというか、一緒に行動してこういう事件になってしまいました。

普通そこまで追い込まれないよな？

今、私が説明したことを聞いて、本当の話かどうか？と思う人もいるかもしれませんが、実際あった経過です。警察の捜査でも裏づけがとれており、検察もそれを前提にしていました。でも、まあ、普通そこまで追い込まれるか？と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、いくら少年だからと言って、今のような経過があるとしても、最終的に人が亡くなるような危険な強盗まで追い込まれるか？と思う人もいるでしょう。事情というか背景がありました。1つは少年の知的能力が十分

でなかった。知的障害とまで言えるかは難しいですが、境界域といえる程度で、(療育)手帳をとればB2くらいは取れるでしょう。軽度の知的障害があるという水準でした。(療育)手帳はもってないけども。これは何の結果でわかっているか、後で触れますが、少年の場合は、家庭裁判所の手続きで少年鑑別所、少年鑑別所というのは子供版拘置所かと思われそうですが、ではなく、名前の通り「少年の資質を鑑別する」のが仕事です。どういうことかという、知的能力だったり素質面の課題だったりをそこで調べてレポートをつくります。そして家庭裁判所へ提供し処分を決めるときに生かしてもらいます。鑑別所で知能検査をやります。一般的な田中式などをやったあとに、どうも知的能力が低いなという子には、ウェクスラー式とか、もう少し精度の高いものを使って調べます。そういう結果が出ています。それから、もう一つ、これは裁判になってから行った情状鑑定の結果で、学習障害LDがあるということと、ADHDの疑いもあると情状鑑定を担当した児童精神科医から指摘されました。その結果、問題対処能力、いろいろな情報に接し物事を遂行する能力に障害があると指摘されています。結局ですね、いろ

いろさせられて失敗し、でもお金を手に入れないといけない。こういう非常に強硬な手段しかないというところまで、一種の視野狭窄を起し追い込まれ事件を起こしてしまった、という経過になっています。

障害には誰か気づくでしょう？

障害といましたが 16 歳の少年、これまでに誰かが気づくのでは？という気もしますよね。周りの人が気づいて何か適切な援助ができなかったのか。

少年の両親にも問題があり、少年の伯父さんに当たるご夫婦、このご夫婦には子どもがいなかったのですが、A 少年の養育を心配されたようです。この両親が育てるのは大変ではないか、自分たちのところで育てよう、と。両親は近隣にいますけど、小学入学から中学卒業までは伯父さん夫婦が育てました。特に伯母さんは熱心に、つきっきりで勉強を教えた結果、なんとか公立高校に合格できました。けど1年生で退学。これだけ聞くと、なんとなく不十分な養育能力の両親を伯父さんたちがフォローしてうまくいくのでは、となりそうですが、両親宅と近隣だったため、この少年はどっちつか

ずに、伯父さんところでしんどいと両親のところへ逃げるといふ不安定な育ち方をしてしまい、彼が未熟なまま大きくなってしまったというところに影響してしまいました。中学卒業までですから、その後両親のもとへ帰りましたが、両親のところは養育能力が低いので高校を1年で退学してしまいました。この事件を起こした時もその両親のもとにいました。伯父夫婦も一生懸命されている。これは私より詳しい方がいらっしゃるかもしれないけど、軽い知的障害のある子に対し、あまり、こう、勉強をつきっきりでやってしまうと、後から良くない結果になることがあります。頑張らせ過ぎたため、本人の能力以上の結果が出てしまい、入れないはずの公立高校に入ってしまう。無理して入れてしまうと、たちまち適応障害を起こしてしまう。あるいは、本人は非常によくできているけどできない、本人の自己評価と外側で起きることにギャップが出てしまう。本件の伯母さんのやり方は熱心だけど、やりすぎたということがありました。自分たちだけでスパルタ式にたたき込むのではなく、福祉的な援助ができる機関へ相談するとかするのが適切だったかもしれない。難しいところがありました。

## 少年被告人の刑事裁判の審理

さて、裁判になかなか進んでいけないのですが、そろそろ裁判の話に進めたいです。少年被告人の裁判員裁判というのにはなかなか難しい論点があります。このようにぶ厚い、字ばかりの本（「少年事件の裁判員裁判」）が一冊できるくらいの論点があるのですが。今日とりあげようと思うのはここでスライドに出していることです。

少年の裁判員裁判。刑事訴訟規則、刑事訴訟法の下にある規則ですが、こういうことが書いてあります。懇切を旨とし、は良いとして、事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠はつとめてこれを取り調べるようにしなければならない、とあります。家裁の証拠はきちんと使いましょうと書いてある。非常に大事な規定ということになります。裁判員裁判でも同じようにしないとイケないです。

## 家裁の取り調べた証拠？

では、家裁の取り調べた証拠とはなんぞやと言う話になります。いくつか種類はありますが、一番主要なものを

挙げるとしたら、これらになります。先ほど鑑別所がおこなった資質鑑別の結果と言いましたが、鑑別結果報告書としてレポートになって家裁に提出されます。これは非常に大事な資料です。鑑別所の技官さんという人がいるのですが、いろいろなテスト、検査、面接をやった結果をまとめたものになります。もう一つ。家庭裁判所には調査官という人がいます。地方裁判所にはない仕組みで、家事事件と少年事件で活動します。その人が少年事件のことを調査します。結果を少年事件調査票というレポートにまとめます。調査官が行う調査を社会調査と言いますが、少年や少年の保護者と面接したり、学校や勤務先に照会をかけたり、調査をします。成育歴も詳しく聞きます。生まれたところから両親などに詳しくヒアリングします。在籍した小中高に照会を必ずかけます。刑事裁判でも活用しないとイケません。

## どうやって調べる？

問題はそれらをどうやって調べるのということです。直接主義・口頭主義とありますが、調査票や鑑別結果報告書をどう調べるか。一番わかりやすいのは紙だから朗読したらよいので

は。ただ、朗読を聞いてわかるか、とてもそんな書面ではないです。心理学や社会学、そういう素養があればある程度意味は分かる。けれども、いきなり読み聞かされても分かる内容ではないです。正直私も読むことができずにただ朗読を聞かされても理解できるかという、そうではないです。やはり、何か解説がいらそうです。これにはこういう背景があります。こういう知見を前提にしてこういうことを書いています、など説明する人がいます。例えば情緒が未発達。情緒って何？情緒があるとかないとかならわかるかもしれないけど。人の発達における情緒の発達が、と言われてもわかりません。私も正確に説明できません。解説がいらいます。一番よいのは、鑑別結果であれば鑑別技官、調査票であれば調査官、が説明してくれたらわかりやすいです。ところが、証人としてそもそも採用できるかという理屈もありますし、現実に証人として出てくれるか、出てくれません。

書いた人が解説にきてくれない。どうしたらよいのか。悩んでいろいろな工夫をしています。別の専門家を証人として呼んできてその人に何か解説的なことをやってもらうというのが一つの工夫です。具体的にはどうする

かという、もともと家庭裁判所調査官を務めていて、現在は大学の研究者や民間団体におられる調査官経験者の方がいる。こういう方は家事事件の面会交流に協力している団体に所属する人など、色々いますが、そういう調査官経験者に専門家証人として出してもらう。あるいは一定の裁判所での鑑定手続きをするということでその鑑定を調査官経験者にやってもらう。

精神科医は、よく精神鑑定、責任能力があるかないかという鑑定の話で出てきますが、そういうテーマではなくて、少年の能力面、資質面、成育過程にはどういう問題がありそうかなさそうか、それと事件が結びついていくかないか、ということについて精神科医の立場から意見を言ってもらう、ということも方法としてはあると思います。これも証人として出してもらおうというやり方と情状鑑定という形で鑑定人として出してもらおう形と両方ありうると思います。

私の担当した事件では、当初、専門家証人と言う形で調査官経験者を証人として申請しましたが、裁判所が採用に消極的で採用してもらえませんでした。最終的には情状鑑定の申し立てをして児童精神科医の方に鑑定人を引き受けてもらってとその方に

鑑定書を出してもらった。その中で学習障害や ADHD の疑いということが明らかになったという流れです。

処分はどうする？

掘り下げるといろいろな問題があるのですが、もう一つの大きな問題、審理の結果、処分はどうするという問題があります。どういう問題かということ、少年法 55 条という規定があります。どういう規定かということ、裁判所は審理の結果、保護処分という家庭裁判所で決めます。重大事件なので、主に少年院に送るということを思ってもらったら結構です。その保護処分に処するのが相当であるとの決定をもって家裁に送る。家裁に送るという決定、これも裁判員が判断する。裁判員法の規定があり、少年法 55 条についても裁判員が決めるとはっきり書いてあります。

刑事裁判で刑罰を決める。懲役何年にするとか無期懲役にするとか死刑にするとかという刑事処分にするのか。保護処分、少年院にするのか。裁判員が決めないといけません。

少年事件が刑事裁判になる時の手続

今、55 条移送と言う話が出てきました。家裁に戻すという話をしたので、順番としたら、こちらが先のほうがよかったかもしれません。どういう流れで家裁にきているのか説明する必要ががあると思って、こちらで取り上げています。警察が捜査をして事件を起訴するのは検察庁が権限を持っています。少年事件の場合は、検察庁は家裁に全件送ります。全件送致主義と言っています。どういうことかということ、大人だと起訴猶予という検察官限りの事件もあります。起訴するほどでもない、起訴猶予。あるいは示談が成立したとか。逮捕段階では騒がれた事件でもいつのまにか検察で終わっていたということがあります。そちらの報道は小さくて加害者の人にとっては不名誉なことになります。起訴猶予という仕組みがあります。しかしながら少年事件ではこういう仕組みはなく、検察官に裁量はないです。すべて家裁へ送致するということになっています。送られた家裁は原則保護処分という処分をくだします。少年院送致とか保護観察、児童自立、児童養護施設に送るという保護処分を決めるということになる。例外的に刑事処分の方が相当と考えられるものについては、もう一回検察庁に戻します。この事件は

刑事裁判にかけてくださいという検察官送致という決定をすることも認められています。検察官送致を俗に「逆送」と言います。なぜかという、もともと検察庁から来た事件を家裁から検察庁へ戻すので「逆送」と言っています。そういうことで検察官に送るという決定が例外的にできます。例外的に戻ってきた事件は、検察庁は起訴しないといけけないので、地方裁判所に起訴して刑事裁判になると。ややこしいのは、刑事裁判の結果、もう一度家裁に戻るということがあります。非常に手続きがわかりにくい。事案によっては 55 条という規定を使って家裁に戻したのに、家裁がもう一度地裁に送るということもあります。理論的にはありうるけど、実際には起きないと考えられていましたが、比較的最近にありました。大阪で未熟運転致死罪により起訴された少年が家裁に 55 条で戻る、家裁の裁判官は、いやいやこれは刑事処分相当、と地裁に戻してしまったということで、家裁と地裁のキャッチボールになったこともありました。そういった複雑な仕組みになっています。

少年院と少年刑務所

戻りますが、保護処分と刑事処分のどちらにするのか考えるためには、保護処分でメインの少年院と少年刑務所はそれぞれどういう場所かわからないと決められないですね。この二つがどう違ってどう違わないのかというところが問題になります。保護処分だと少年院、刑事処分だと少年刑務所。なんとなくイメージとして似たような感じと違ってしまいます。柵がありますし、部屋に鍵はかける、強制的に閉鎖的な施設に閉じ込める、なにか似たような施設じゃないか、名前も似ている。期間が違うだけか。少年院は 1 から最大 2 年くらいが標準。5 年も 6 年も入るといっているのはないです。刑務所は 10、20 年という期間で入ることもあります。期間が違うのかというイメージは持たれるかもしれませんが。裁判員裁判が導入される前は、裁判官、検察官、弁護士で裁判をやって決めていました。では、裁判官や検察官、弁護士はわかっていたのか？わかっているふりだったというのが、裁判員裁判をやる前の状況ではないか。実はわかってなかったなら、わかるようにやらないといけけない。これも裁判員裁判になってクローズアップされました。

いろいろ差はありますが…

実際にどういう差があるのか。簡単に説明しておきます。まず、施設の規模が全然違います。少年刑務所は数100人から大きいところでは1000人を超える規模のところもあります。対して少年院は200人弱くらいの定員が最大です。規模感が全く違います。私が視察員をしている和泉学園は比較的長い1年拘束をしている少年が150人、短期処遇が50人、合計200人。日本の少年院のなかで最も大きい施設の1つです。そこが全然違います。それから処遇の担い手。施設に勤めて受刑者や少年、中にいる収容者に働きかけする人が全然違います。刑務所はご存知のと通りの刑務官、そういう人たちが処遇を担っています。少年院は刑務官ではなく、法務教官です。採用も違います。教育系福祉系の勉強をして法務教官になっている人がかつては主流でしたし、今もそういう人の割合は多いです。私が行っている和泉学園でも法務教官さんの中に教員免許持っている人も複数おられたりします。3つめ。処遇の密度が違います。説明がわかりにくいですが、一番分かりやすく説明しますと、刑務所というのは刑務作業、懲役を受けましたら一定の作業を強制されますよね、普通の

人と同じで、朝工場に出て行って、昼の休憩はありますが、夕方になると房というか居室に戻ってくる。作業が強制でそこから後は、外には出られないけど、他は何かのメニューを強制はされません。ご飯を食べて、なんだかんだしている時間以外は、ひとりか複数かで部屋で過ごします。これが刑務所です。ところが少年院は違います。何が違うか。少年院では職業訓練、教科指導などで日中は外へ出るけど、戻る場所は寮です。定員20名くらいの寮があります。担任の法務教官がいます。テレビを見たりする余暇時間も一定ありますが、生活時間全部法務教官と一緒に、指導を受けます。基本的に私語は禁止、全生活場面で法務教官から指導を受けます。ちょっと密度という言葉がいいのかわかりませんが、最近少年院はそういう言葉を使っているので密度と書いていますが、その辺が全く違います。あと、収容期間が違います。少年院は基本的なコースが1年、延ばしても2年で処遇を終えるメニューを組んでいます。処遇期間の点で違いがあります。うまく説明するのは難しいですが。実際働いている人が論文などで書かれている資料を引用しています。理念的な違いがあります。

## 少年院と刑務所の最大の差

どの辺に違いがあるのか、はっきり説明してくれと言われると、次にお話しするように説明しています。刑務所は懲役刑を執行するところ。当たり前です。受刑者の改善更生もやっているけど、それが中心かと言われると、そうではないです。厳正に刑を執行するのが目的ということになります。あと、反省は別にしなくてよいです。語弊を恐れずに言うと。懲役5年なら、5年間刑務所に入って刑務作業をすればよいです。反省を強制的にさせる場所ではないので別に反省しなくてもよい。わざと反省せず、満期までいる人もいます。例えば暴力団関係の人だと仮釈放はみっともない、規律違反などをして満期までいるのがカッコいいと思っておられる方もおいで、そういう人でも5年いれば出てこられる。それが刑務所です。

少年院は違います。少年を改善更生し、ちゃんと社会復帰させることが目的です。法律にもちゃんと書いてある。結果、何をするかというと、反省をいわば強制する。反省を強制と言っても内心のことなので、何をするかという話になるが、日記を書かせる、いろいろ個別で教官が面談をしたりする。そ

れこそひとりにして内省させる日を被害者の命日に作るなどいろいろな働きかけをします。反省してないと進級できないし、仮出所ということも遅れて期間が延びていきます。もちろんいつまでもいれられるわけではないけど、ちゃんと社会の中でやっていけるだろうというところまで来た認められないと出られません。さっき申し上げたように、しかも全生活場面を、監視ではないが、指導対象となります。そういった意味での厳しさがあります。

裁判員に理解していただくには…

そうすると、人によって考え方は違うと思いますし、必ずそういえるかわからないですが、刑務所よりそういう意味ではむしろ少年院のほうが処遇に厳しい面もあるといえると思っています。ただ、今日、私が短時間話してもわかってもらうのは難しいです。裁判員裁判で、いろいろな違いをどう裁判員にわかってもらうのかという問題があります。これは現実にはやられていないのですが、少年の裁判員裁判に関わる弁護士が提言しているのは、最低限、映像媒体を用いた説明が必要ではないかということです。少年

院についても刑務所についても宣伝用のビデオみたいなもの、法務省が自分たちで作っているお墨付きのものがあるので、それを最低限見てもらって、現実の営みとか雰囲気の違いとか、そういったことを分かってもらうことが必要なのではないのかと思います。字面での説明では理解が難しいのでは、と思います。もう一步踏み込むと、見学が本当は一番いいのではないかと思っています。私自身は、少年刑務所には何度か足を運んでいますし、少年院については視察委員というのをやっているのですが、それなりに理解しているつもりですが、行けば雰囲気の違いというのは体感しますよね。施設のいかめしさ、そういったものは全然違う。中にいる少年たちの様子も全然違う。見学してもらうのが一番よいのではないかと思います。今は、奈良少年刑務所が閉鎖されたので無理ですが、以前なら奈良にいけば少年刑務所、少年院どちらもあったので、午前と午後一日コースなら奈良に行けば両方見学できました。少年裁判を担当する裁判員の人には行ってもらってはどうかと弁護士会では真面目に提言しているけれども、あまり裁判所は積極的ではないです。どうも仄聞するところによると、国によるとやっていると

ころもあるそうです。フランスでは少年の刑事裁判についてはそういうことをやっているらしいです。できたらやったほうが良いと思っています。どこが難しいかと弁護士会で議論していると、尊敬する先輩の弁護士さんが言うには「これは学校に行ったことのない人に高校と大学の違いを説明するのと同じくらい難しい。一度足を運ばないと。」どっちも勉強するところだし、校舎があり、先生もいるし、うーん、校門もあるし一緒かな？と、でも全然違う。どうわかっていただけるのか、いただけないのか、われわれが提示できるか難しいです。裁判員裁判のなかでは私たちがわかってもらおうとするけど、でも本来ならば保護処分か刑事処分か決めるのは裁判員がやれとなっているわけで、その前提知識は裁判所が提供すべきではないでしょうか。当事者がいふべきことではなく、どういう施設でどういう違いがあるのかくらいは、裁判官、裁判所がきちんと担当する裁判員に説明しわかってもらうべきではないか、と思ったりします。

本件では…

本件の話に戻ります。本件では、ど

ういう結論になったのか。弁護人は少年法 55 条移送のみを主張しました。この少年はこれまで少年院に行ったこともなく、保護観察にもなったことはなく、目立った事件も起こしておらず、今回起こした事件は重大ですが、少年の資質、成育過程にも問題があったので、少年院で教育のほうが適切と思っていましたのでそういう主張をしました。これに対して検察官は不定期刑を主張しました。不定期刑について今日説明してないので分かりにくいですが、少年に対して刑事罰を言い渡すときは、刑の上限と下限を決めて示すことが少年にだけ認められています。私だったら懲役 5 年か 10 年かしかないのですが、少年の場合は 5 年以上 10 年以下と場合によってはもう少し短くできるという形でやるのが認められています。いろいろな意味で、少年には可塑性があるという言い方をしますが、変わりうるので、刑罰の期間を変えないのが原則だが、変えることができます。検察官の求刑は不定期刑でした。5 年以上 10 年未満が相当というのが検察官の求刑でした。みなさんぱっと聞かれてどう思いますか。事件の中身からいうと軽い。私が最初に新聞記事に基づいて紹介した話だけだと、少年だけど懲役 20 年

とかいう求刑があってもおかしくなかったです。私がこれまで説明した経過、これまでの少年の成育歴、育てられてきた環境、こういうところに争いはありませんでした。どういうことがあって、どういう経過だったか。検察官もある程度その辺を考慮して不定期刑の求刑にとどめました。判決は検察官の求刑通り 5 年以上 10 年未満の不定期刑でした。実は、裁判員裁判の前は 3 年くらいの幅が多かったです。5 年以上 8 年以下、8 年以上 10 年以下とか。そういうのが主流でした。5 年も幅のある言い渡しはありませんでした。今回の件で、55 条移送を言うより不定期刑の範囲内でこういう設定をするとやった方が結果的にはよかったのかというところもあるのですが、しかし、そういう主張はしませんでした。検察官の求刑通りの言い渡しとなった。検察官もそういう点では踏まえてくれたと。

被告人であった元少年の現在

最後に少年の現在の話をしたいと思っています。私は、刑事事件の弁護人ということ以上に付添人としてやってきた、そういう意識で刑事事件をやっています。関わりを続けたいと基

本思っています。現在も受刑中です。奈良少年刑務所にいましたが奈良が閉鎖になりました。耐震性の問題です。奈良少年刑務所は大正時代にできた建物で THE 監獄という建物。入れられるのは辛いが見る分には歴史的に由緒があって良い建物でした。閉鎖になったので西日本の別の刑務所に移送されそこで受刑を続けています。刑事裁判の時点では十分な損害賠償ができませんでした。若干の提案はしましたが、人が亡くなった事件でそれを口にしたら、どういう先生やねんと言われる程度の提案しかできず、比較的短期間で民事訴訟を提起され、民事訴訟も少年と両親側の代理になりました。結論として和解して和解金を少額ずつですが、分割で支払っています。今も支払っています。私のところに送ってもらい私から送金しています。そういう形で窓口を続けています。少年の様子を知っておきたいので今のところ面会は続けています。といっても、移送された刑務所は遠くて、泊まり、一泊二日じゃないといけないところなので、ちょっと行けてないです。奈良のときは通っていました。5年は過ぎました。5年と10年の間にいます。真面目にやっているのです、おそらく仮釈放は認められるはずで、来年は無

理かと、でも再来年のどこかでおそらく仮釈放になると思います。最後まで、最後ってどこか難しいですが、少なくとも仮釈放までは付き合うつもりで、面会には行けてないけど手紙のやり取りはしています。最近、刑務所内で働いた作業報奨金の一部を私あてに送ってもらい、被害者の和解金の支払いの一部に充てています。長いつきあいですが続けていきます。

#### 最後に

丁度1時間、ご清聴いただきありがとうございました。最後のスライドは、沖永良部島で撮った写真です。私の事務所は10何人かでやっているのですが、一番上のパートナーが奄美大島の宇検村というところの出身でして、奄美大島に支所を持っています。島の事件も結構やっています。最近、沖永良部島の診療所を閉める事件をやっていたものですから、合間に岬くらい行っとかないと、と思ひまして撮った写真です。外は台風ですが、明日はきれいな晴れになれば良いなと思います。

‘裁判員ACT’ 2017年度 連続セミナー 講演録

裁判員裁判から見えてくる社会的孤立とその課題

編集：社会福祉法人 大阪ボランティア協会

‘裁判員ACT’ 裁判への市民参加を進める会

発行：社会福祉法人 大阪ボランティア協会

2018年2月23日 発行

領価：300円